

別表第四 経験年数換算表（第十五条の二関係）

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
(略)		(略)
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	(略)	(略)

(削る)

別表第四 経験年数換算表（第十五条の二関係）

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
(略)		(略)
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{80}{100}$ 以下）
	(略)	(略)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を $\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事院が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事院が別に定める。